

三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の小規模事業者経営改善資金（以下「融資」という。）を利用した者に対し、予算の範囲内において、利子補給金（以下「補給金」という。）を交付することにより、金利負担を軽減し、もって小企業の経営の安定及び発展に資することを目的とする。

(補給対象者)

第2条 この告示に基づく補給金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有し、同一事業を引き続き1年以上営む者
- (2) 令和3年4月1日から令和6年3月31日までに融資の実行を受けた者
- (3) 納期限の到来した市税・料を完納している者

(補給金額)

第3条 補給金の額は、支払利子額の全額とする。ただし、20万円を上限とする。

(補給期間)

第4条 補給金の交付対象期間は、公庫が定める利息支払開始月から1年以内とする。

(補給金交付申請)

第5条 補給金の交付を受けようとする補給対象者（以下「申請者」という。）は、三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書（様式第1号）を12回目の支払後3箇月以内（ただし、完済の場合は利子の返済が終了した月の3箇月以内）に、市長に提出するものとする。

(補給金交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請について内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補給金額を決定し、申請者に対して三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補給金の請求)

第7条 前項の規定により補給金額の決定を受けた者は、遅滞なく三次市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（補給金の交付中止）

第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補給金の交付を中止することができる。

- (1) 融資の返済が遅延しているとき。
- (2) 廃業したとき。
- (3) 死亡その他の理由で継承者不明のとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

（補給金の返還等）

第9条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補給金の交付決定を取り消し、又は返還を命じることができる。

- (1) 補給金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 市税・料に滞納があるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不正の事実があったとき。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示が効力を失う際、公庫と融資の契約を締結した者に対しては、なおその効力を有する。